

検定組合パソコンにおける除籍理由の適用例について

CODE	新	参考 (ミニプル)	具体的な適用例
20	乳用売却 (酪農家へ転出)	乳用売却	売却先でも搾乳されることを期待される牛の売却による除籍(个体販売)、搾乳施設の不足などにより健康な牛を売却した場合を含む
21	乳房炎	} 乳器障害	乳房炎、体細胞数の高い牛の淘汰
22	乳房炎以外の乳器障害		乳器損傷、乳房浮腫などによる淘汰
23	繁殖障害	繁殖障害売却	卵巣のう種、胎盤停滞、子宮内膜炎、双子分娩などにより、結果として受胎しない牛の淘汰
24	肢蹄の故障(運動器病)	} 疾病等で 売却	骨折、脱臼、蹄葉炎、蹄底潰瘍、蹄球びらん、趾間腐乱、蹄球炎などによる牛の淘汰
25	消化器病		第四胃変位、ルーメンアシドーシス、鼓張症、ケトーシスなどによる淘汰
26	起立不能		乳熱、低カルシウム血症、ダウンナーなどによる淘汰、分娩時以外の起立不能も含む
28	低能力	低能力で売却	低乳量、低乳成分による淘汰、悪癖を持つ牛や気性の荒い牛の淘汰を含む
29	死亡	斃死	突然死、上述の選択肢にない疾病(伝染病、遺伝病、寄生虫、白血病など)によりと畜処分した牛を含む
廃止	—	その他	※)

※) 「その他」による除籍理由の報告は、廃止します。